

## 厚生文教委員会会議録

平成19年7月5日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 15:15

### ○ 委員長

ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。

本日は議事の都合により初めに報告事項をいたさせます。おはかりいたします、案件に記載のとおり執行部から7件について報告したい旨の申し出があります。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「後期高齢者医療制度について」の報告を求めます。

### ○ 健康増進課長

本日の委員会の資料といたしましてお手元に3枚つづりの資料を差し上げております。新たな高齢者医療制度の創設が1ページ目になっております。前回お配りしていると思っております。資料に基づきまして制度につきまして説明をいたしたいと思っております。

平成20年4月より施行される「後期高齢者医療制度」の昨年の医療制度改革により、75才以上を対象とした現行の「老人保健制度」を独立した医療制度として創設するもので、都道府県を一つの保険者とした広域連合により、管内全市町村が加入し運営がなされるものであります。本件につきましては今年3月30日に「福岡県後期高齢者医療広域連合」が設立されて久留米市長が連合長として選挙されております。尚、広域連合議会の議員定数は34名ですが、平成21年3月31日までの経過措置として各関係市町村1名ずつの77名とされておりますが、その中で政令市は4名、大牟田・久留米・飯塚・柳川・宗像市は各2名ずつとされ、本市は議長ならびに市長が4月の議会において広域連合の議員に選任されております。

資料に基づきまして説明させていただきます。1ページ目には新たな医療制度の創設として、75才以上の老人保健制度が独立した後期高齢者医療制度となり、保険料や国保・社保の各保険者による支援金及び公費により運営されます。又、65歳～74歳までを前期高齢者として、国保に被保険者が集中して保険者間の負担不均衡が生ずるための調整を行うとともに、既存の退職者医療制度を経過措置として継続をいたしております。

次のページには、後期高齢者医療広域連合と関係機関との関係を示しております。都道府県単位の創設する後期高齢者医療広域連合は、国、県、市町村からの負担金・交付金及び各保険者からの後期高齢者支援金並びに75才以上の被保険者からの保険料により運営がなされます。この制度の創設により国民健康特別会計においては、保険税を調整する必要が生じてまいります。左下の枠にありますように現行の国保税は医療給付費分と介護保険2号被保険者の介護納付金分で賦課しておりますが、これに後期高齢者支援金分を加えた三つの賦課方式へ変更となりますが、基本的には医療給付費分の枠内で分割することとなります。尚、賦課率については、国保運営協議会において協議をお願いする事といたしております。

次のページには、先ほど申し上げました後期高齢者医療制度の財源の概要を示しております。総医療費のうち患者負担分を除いた保険給付費分の内訳として、公費分・高齢者の保険料・支援金となっております。このうちで支援金部分につきましては先ほど申しました国保税への影響があるわけでございます。それから保険料につきましては広域連合の方で決定されるわけでございます。財政的な運営につきましてはそのような関係で広域連合が運営されるわけでございます。今後の広域連合の動きとしましては今月の30日に広域連合の発足式または初臨時議会というものが予定されております。その中におきまして広域連合の設置条例とかいろんな専決

された部分、予算等の部分を含めまして具体的な保険料設定へのいろんな協議がなされていくといったものと思います。あと、市町村での事務につきましては窓口業務が主な形、それと保険料の徴収業務といったものが主な業務という形で、この後期高齢者広域連合の業務が20年4月からスタートするわけでございます。以降また縷々決定された事項とか情報等ございましたら機会あるごとにご報告したいと思っています。以上です。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「地域福祉計画の策定について」の報告を求めます。

○ 社会・障がい者福祉課長

地域福祉計画の策定についてご報告いたします。この地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の対象を問わず、地域に生活するすべての住民の日常生活に関わる共通の課題の解決を目的とする計画であり、地域における福祉サービスの適切な利用促進に関する事項等を策定するものです。市民3,000人を対象としたアンケート調査を行うと共に、公募や関係団体代表も含めたワークショップや関係団体を対象としたヒアリングを行なうようにしています。平成20年3月末までに策定を予定しています。以上簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市公立保育所運営検討委員会の設置について」の報告を求めます。

○ 保育課長

飯塚市公立保育所運営検討委員会の設置について、ご報告いたします。本年2月に旧1市4町の次世代育成支援行動計画が取りまとめられ、その中で専門部会による「今後の公立保育所のあり方」についての提言がなされました。この提言書を基に「公立保育所の役割」「統廃合も視野に入れた将来的な保育所の配置」「民営化等の民間活力の導入」について、更に審議を深めていただき、具体的な検討を行なっていただくため飯塚市公立保育所運営検討委員会を設置いたしております。委員会につきましては、6月4日に第1回、6月30日に第2回委員会を開催しており、8月末までに答申を受けたいと考えております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井莞爾委員

この検討委員会と公的施設のあり方検討委員会ですかね、これの関連はどうなるんですか、もう検討委員会で検討されておるとい状況なんですよ、その点について説明してください。

○ 保育課長

公の施設のあり方の検討委員会との整合性ということですが、当然のことですがそういう検討委員会が設置されますとの整合性は今後図っていきたいというふうに考えています。

○ 児童社会福祉部長

公共施設のあり方検討委員会につきましては、今月設置されます。それで公立保育所の検討委員会につきましては先ほど課長が答弁いたしましたように8月末を目途として答申を受けるようにしています。答申を受けました後、答申を尊重した中で市長の方で計画を決定ということになりましたら、その報告をあり方検討委員会の方に報告をさせていただいた中で対応していくと、あくまでも公立保育所の検討委員会の結果については尊重していただいた中で対応

をしていただくと、そういうことで考えています。

○ 楡井莞爾委員

ここに今報告された検討委員会は職員だけで構成されてるわけじゃないですよ。そしてあり方検討委員会の方は職員だけの構成じゃなかったですよ、そうするといわゆる諮問的に検討してもらいたいということで、その答申を受ければかなりの比重でそれを尊重しなければならないと思うんですよ。そうなってくると同じような検討委員会、同じ検討ですよ、そういう意味でどちらのほうを優先するのかなという疑問が沸くんですけども。

○ 財務部長

あり方検討委員会等につきましては、先ほど担当課長が言いましたように今月発足する予定にいたしています。このあり方検討委員会というのは基本的には公の施設についての基本的な指針なり方針、考え方をお示しすると、それを示した中で今度は関係各課がですね、これは一応予定では今年度末までに大きな方針を出して、その方針を受けてそれぞれの所管課が今度は実施計画のほうに入ってくださいと。で、今先行して公立保育所の運営の検討委員会がされているわけですが、こういう先行して各部署によっては元々こういうあり方検討委員会の前に独自で所管課の方で先行して見直しを進めてあるところもございます。それはそれで当然そちらのほうを優先してそれを尊重していこうと。あり方検討委員会というのは、言い方悪いですが、あるひとつのきっかけといいますか、こういうことをひとつ基本に見直してくださいよということをお示しして、各課がそれを受けて積極的にそういうことの検討に入ってくださいと、いわばひとつのきっかけといえば言い方悪いですが、そういうふうな意味合いを持っていますので基本的には関係各課で公の施設は元々所管課のほうで見直しに入っているところではですね、それをどんどん、この検討委員会の指針を待つまでも、ただ、検討委員会の大きな指針とはあまりそう、そぐわないような形には、当然いろんな方がお入りになってあるでしょうからそれはそういうようことで受け止めております。ですから最終的には報告があるでしょうけど、それは最終的な実施計画についてはこのあり方検討委員会というのは意見提言しか、関係各課が実施計画を決めたものについてはそれをいいとか悪いとか言うことじゃなくて、それに対する意見を述べるというのに留まりますので、そういうふうにご理解をお願いします。

○ 楡井莞爾委員

部長が今言われた内容、結局よく分からんわけですよ。かなり多弁に言われましたけど、結局あり方検討委員会の方でも検討するけれども、各課でどんどんやっているとところはそちらのほうでやっていただきますよと、こういうことですよ。そうするとあり方検討委員会の方で440項目くらいですか、440施設ですか、これずっと列挙されたこととの整合性というのが薄れてくるといいますか、あり方検討委員会の方が軽んじられているという感じがするんですよ。

○ 財務部長

あり方検討委員会というのは個々の、ひとつひとつの施設をどうしてくれ、ああしてくれというような指針は、そういうことは基本的には考えておりません。それは各々所管課で考えていただくことであって、例えば、ひとつの例で申せば例えば住宅なら住宅の数が今の数で適正かどうかということになれば、ひとつの公営住宅については、例えば人口に対してこうだとか、入居希望者がこれだけあるからこうだとか、そういうことを踏まえて適正なあれをひとつ検討してもらいたいとか、そういう大枠でのことでしか基本的には指針とか方針は出ないというふうに思っています。ですから教育委員会においても、例えばいろんな学校についても、例えば今言われていますような例えば少人数学級は当然今後の学校のあり方についてはそういうこともひとつ視野に入れて、あるいは児童生徒の半径、もっと分かりやすく言えばなんといいいますか1学年1学級ではなかなかいかんから、一学年最低2学級から3学級あるような学校のあり方でひとつ統廃合を検討してもらいたいとか基本的にはそういう大きな指針だけしか出しません。どことどの学校が少ないからそれをひとつにのささいとかですね、そういう具体的な

ことはですね、それは当然教育委員会の方でいろんなこと、いわゆる通学のことも含めてですね、検討されるのでありましょうから、大きなそういうふうなことをひとつ視野に入れて検討していただけないかという、そういうふうなことしかこの検討委員会の中では出せないと思っています。数が沢山ありますので一つ一つについて、あの保育所この保育所とか言う形で具体的な方針というのは、基本的にはそこまでは考えておりませんので。

○ 楡井莞爾委員

あんまりこだわってもしょうがないんですが、しょうがないという話はいろいろ物議を醸し出していましたが、結局その、今いわれた様な方向ですよ、あり方検討委員会の方向が今いわれたんですけど、そうなるべくと440くらいですか正確に数はわかりませんが、そういう、もらった資料によるとずらっと書いてあるわけです。だから我々としては、例えば学校でいえばこの学校とこの学校がどうのというような形でひとつずつ検討がされるのかなという理解をしたわけですよ。ですから今度の場合でも、代表質問でもしたときにも5つの図書館とかですね、いくついくつの給食センターとか数をあげて質問をしたと思うんですけどね。そういう質問の時には今いわれたような説明はされなかったんですよ。ですからやはりいろんな検討委員会とか組織が飯塚市の場合沢山あって、どれがどれかよく分からない状況がある。そういうやつの整理をしないといけないし、整合性を持たせないといけないのではと、確かに説明をされればそういう整合性があるのではと思いますけど、よく似た組織が沢山あって分かりにくいというやつがあるわけです。そういうことを気が付きましたので質問させていただきましたが、いいです。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「学校開放日について」の報告を求めます。

○ 学校教育課長

本年6月1日(金曜日)に開催いたしました飯塚市内全小・中学校による「学校開放日」についてご報告させていただきます。「学校開放日」は、保護者・地域に対して学校で行われています教育活動の公開を通して、学校の取組を理解していただくとともに、協働意識を持って信頼された開かれた学校づくりを推進していくことをねらって実施しているものでございます。昨年度は、試行的に実施した関係で11月15日の一回を学校開放日として公開しましたが、本年度は、市内の企業等の理解と協力を得ながら、年二回、すでに実施しました6月1日と11月20日を計画しているところでございます。特に、今回の実施にあたりましては、齊藤市長をはじめ、森本教育長が事前に飯塚商工会議所及び飯塚工業会等を訪問され、市内の事業所で働く保護者の方々が、当日参観しやすくなるように依頼文書を持参して、参加奨励にお願いに伺った次第です。その結果、6月1日の参加者につきましては、市内全小・中学校で保護者が2,070名、地域の方が183名の参加を得ることができました。参加された方のアンケートから主な意見といたしましては、「授業を見ていて楽しくなりました。工夫がたくさん盛り込まれていて、子どもたちの目も輝いて見えました」「早い時間からお世話になりました。子どもたちののびのびした様子を見せてもらい、先生のおかげだと感じました。これからもよろしくお願いします」「生徒が大変落ち着いて勉強や活動ができています」などがありましたが、今後は、各学校に対して、学校のさらなる特色を生かした公開ができるとともに、子供たちの安全対策にも十分考慮して、さらなる参観者の拡充が図れるよう工夫改善をしていくよう指導を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「伊藤伝右衛門邸の一般公開について」の報告を求めます。

○ 文化課長

旧伊藤伝右衛門邸につきましては、本日、お手元に配布いたしております旧伊藤邸入館者集計表をご覧になっていただきたいと思います。本年4月28日から一般公開を行っておりますが、公開を始めてから5日目の5月2日には1万人を突破し、5月29日には、5万人を突破いたしました。そして、6月30日には、7万7千105人の来館者がありました。

予想をはるかに上回る来館者があるため、来館者に配慮して公開初日から6月末まで無休で開館しておりましたが、7月以降につきましては、当分の間、火・水曜日の2日間を休館日とし、木、金、土、日、月曜日の5日間を開館することにいたしております。

今後は、歴史的文化遺産である旧伊藤伝右衛門邸の良好な維持管理を行うと共に、国の重要文化財指定申請の準備・調査を進めてまいります。さらに、商工観光課と連携をとり、旧伊藤伝右衛門邸を観光拠点として、その他の市内の文化財や観光施設との回遊性を図り、文化の振興と観光都市飯塚の実現を目指す予定であります。以上でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に「第26回飯塚新人音楽コンクールについて」の報告を求めます。

○ 文化課長

このコンクールは、新人演奏家の発掘・育成と地域音楽文化の向上を目指して飯塚文化連盟、飯塚市教育委員会ほか4団体の共催で開催しているもので、昭和57年に第1回が開催され、今年で26回目となります。今では、新人の登竜門として、また日本でも有数のコンクールとして、その名が知られております。コンクールは、ピアノ部門と声楽部門で開催され、予選が5月3日から5日までの3日間にわたり行われました。

本年度は、ピアノ部門に56名、声楽部門に55名の参加があり、審査の結果、ピアノ部門16名、声楽部門13名の29名の方々が本選出場の資格を獲得されました。6月3日(日)に行われた本選では、予選通過者は、存分にその実力を発揮され、賞を決めるに当たっては審査員の先生方も苦慮されたとお聞きしております。また、予選から本選まで参加者には、「飯塚方式」と評価されておりますボランティア団体による心のこもった運営に大変感謝されて喜んでいただいております。審査の結果は、前回の委員会の折に配布いたしております資料のとおりであります。なお、今後の予定ですが、10月27日(土)に、本選通過者を招いて、コスモスコモンで招待演奏会を開催する予定となっております。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の報告について」報告を求めます。

○ 生涯学習課長

公用車の交通事故について報告します。本件事故は、去る4月27日(金)午前10時30分頃、楽市小学校内駐車場において、生涯学習課職員が打ち合わせのために、公用車を停車して降車しようとして運転席ドアを開けた際、突風によりドアが煽られ相手方車両と接触し、相手方左側前輪フェンダーが損傷したものであります。事故の原因は、市職員が右側の確認を怠ったことが主たる要因ですが、この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議中であ

ります。職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っております。なお、今後事故をおこさないよう当該職員はもとより、他の職員につきましても安全運転をするよう指導いたします。以上簡単ではございますが、公用車による交通事故の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 28

再 開 10 : 32

委員会を再開いたします。

次に、「議案第84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」ならびに「請願第1号 飯塚市立図書館への指定管理者制度導入を再考することの請願」は関連がありますので一括議題といたします。執行部から改めて補足説明をしたい旨の申し出がっておりますので、発言を許します。

○ 生涯学習部長

執行部の方から補足説明をさせていただきます前に、委員会審査におきましては大変皆様方にご迷惑をおかけいたしておりますことに対しましてお詫びを申し上げたいと思います。

今回の議案提案に当たりまして、本会議場ならびに本委員会におきまして、図書館の指定管理者導入につきましては、合併協議における指定管理者制度の導入にあたってのプロジェクトチームで平成19年度以降として決定されていたとご答弁申し上げておりましたが、正確には19年度以降導入について検討するでありましたので、その方向性を決めたものであり、誤解を招くような発言になりましたことをまずお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。したがって、今回の提案につきましては、その方向性の下に新市になって検討いたしました結果に基づき、議案の提案をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは再度補足説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずその指定管理者導入に当たっての経緯でございますけれども、合併期日前までが短期間であったため、今回電算に伴う事務量の増加を考えましたときに、合併時のシステム導入につきましては、導入済みでありました4館のシステム統合を図るということで18年度予算化をいたしまして、ほぼ1年にわたりまして作業準備を進め、図書館システムの統合を図ってまいりました。この中でシステム導入をされていない颯田を除く4館のシステム統合を図ってまいってきた次第でございます。このシステム統合を並行いたしまして、指定管理者の導入に向けまして住民から要望のあった祝日開放や、それから時間延長によるサービスの向上、また雇用の確保という観点から指定管理者の導入を図ることを検討し、今議会で提案をさせていただきます。この実現に向けまして情報提供がいち早く提供できるようにするために図書館システムの統合を図ってきた次第でございます。穂波、颯田図書館につきましては、図書整理とともにバーコード張替えや蔵書のデータの作成などを検討し、実施

次に、これからの図書館像をどのように考え、またそれについてどう検討したのかというご質問内容もございましたので、これも合わせて追加説明をさせていただきたいと思います。

文科省が示しておりますように、飯塚市といたしましても、図書館は出版物やインターネット上の情報など、様々な資料や情報を分類、整理、保管し、案内、提供するとともに、あらゆる情報を1箇所提供し、先日も申し上げましたけれども、ワンストップサービス機関であるということを目指しております。この実現に向けまして情報提供がいち早く提供できるようにするために図書館システムの統合を図ってきた次第でございます。穂波、颯田図書館につきましては、図書の整理とともにバーコード張替えや蔵書のデータの作成などを検討し、実施

をしてまいりました。また図書司書の資質の向上を図るため、システム会議や利用者サービスに向けました研修も実施をさせていただいたところでございます。

続きまして、図書館法第3条の図書館の根幹に対しまして、市はどう関わって行くのかというところでございましたので、市としての考え方を述べさせていただきたいと思っております。

図書館法第3条につきましては、図書館の根幹をなすものと認識をいたしております。指定管理者に対しましては個々の業務、これはそれぞれ3条で1号から8号ございますけれども、この業務に関しまして、実施がされているかどうか、事業報告等で確認、点検し、改善すべき点があれば必要な措置を講ずるようにはいたしております。具体的な事項につきましては個別引継ぎ事項として対応することといたしております。

それから本日改めて、資料を3部つづりでございますけれどもお手元に配付をさせていただいておりますのでその資料につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

この資料につきましては、議案の提案に対しまして、市としての考え方、またそれを担保するために仕様書への記載事項や選定評価書の該当事項としてその考え方を整理したものでございます。項目の内容につきましては、それぞれ図書館本来のあり方、あるいは図書館の特殊性、プライバシーの問題等、それぞれ10項目にわたりましてそれぞれ内容を掲げ、それに対しまして、飯塚市としての考え方、見解をそれに示させていただいております。これは見解だけを述べるだけではそれが実施に至るかどうか分かりませんので、その押さえて、担保といたしまして、仕様書記載事項の考え方、あるいは先ほど申しました選定評価書該当事項の考え方ということでそこ辺りを実行をしてみたいという考えの下にここに資料3枚つづりを提出させていただいておりますのでよろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

今縷々説明がありましたが、私の方、ちょっと資料要求をお願いしたいと思います。

社団法人日本図書館協会が、公立図書館の指定管理者制度についてという見解を示しております。また併せて図書館協会の政策企画委員会が指定管理者制度を検討する視点、よりよい図書館経営のために、試行版の活用についてという同じくペーパーを出しております。この2点について資料要求をさせていただきたいと思っております。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま江口委員から要求のあります資料は提出できますか。

○ 生涯学習部長

指定管理者制度を検討する視点、ということでこれ試行版の活用について、図書館政策企画委員会が出しております資料ということでよろしいでしょうか。ちょっと手元に持っております資料を確認させてよろしいでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：39

再 開 10：40

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

さきほど資料要求にありました2点につきましては提出させていただきます。よろしく願いします。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料について、要求すること

にご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 41

再 開 10 : 43

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

資料要求の件につきましては、後ほど質疑をさせていただきます。ちょっと別な観点からお話を聞かせてください。

指定管理者制度の導入に際し、先ほど補足説明の中で合併の前の決定、方向性の決定があったというふうには、それについては撤回がありました。これは1点、これをやらなくちゃいけないという理由の中で、ずっと本会議にも述べられたことです。その前提が崩れたということは大きなものがあるかと思えます。運営協議会の役割について教えていただけますか、図書館運営協議会。

○ 図書館長

図書館運営協議会というものがどういうものかというお問い合わせでございますけれども、お答えいたします。図書館協議会については、図書館法第14条第1項で公立図書館に図書館協議会をおくことができるとされ、また同条第2項で図書館協議会は図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とすると定められております。

○ 江口委員

飯塚市の図書館条例の中にも、図書館運営協議会の記述があり、それに基づいて定められています。図書館等の適正な運営を図るため、法第14条の規定により飯塚市図書館運営協議会を置く、ですね。でこの運営協議会に諮られていないというのは先日の委員会でもお答えになったとおりなんですけど、この運営協議会、合併の後、いつ開かれており、どのような審議がありましたか。

○ 図書館長

合併いたしまして、18年度では、18年10月に1回、それから19年3月に2回目の会議ということで2回の会議が開かれております。

○ 江口委員

そうですね、この2回なんです。会議の内容についてご案内いただけますか。

○ 図書館長

18年10月の会議では委員の辞令交付、それから会長・副会長の選任、それから17年度の利用状況報告、18年度事業の説明、それに図書館システム統合に係る休館についての説明が主なものでございました。次いで、3月の第2回目の会議では19年度図書館事業案の説明、飯塚図書館、潁田図書館、穂波図書館、筑穂図書館の順で各図書館の事業案の説明の後に各図書館の視察をされております。

○ 江口委員

19年度図書館の事業の説明があったんですね。その事業の中で、この指定管理者制の導入というのは、ある意味図書館運営の岐路なんですね。それについて説明がなかった。これは本来キチンとやっておくべきものだとお考えになられませんか。

○ 図書館長

ただいま委員の申されておるとおり、私どもの配慮が足りなかったものと思っております。

○ 江口委員

本来、図書館運営協議会でキチンと諮らなくてはいけなかった案件ですよ。この図書館運営協議会、条例で置かれている附属機関ですよ。附属機関、この条例で置かれるというのは、キチンとそこに関して市民の声とかを入れるために必要であるから、大切なところだから入れるという機関ですよ。どうですか。

○ 図書館長

ただいま委員の申されたとおりだと思っております。

○ 江口委員

執行部のどなたでも結構です。副市長が適当なのかな。企画調整部長、どちらになるかわかりませんが、通常議案を出される時、附属機関があるところに関して、附属機関の審議を経ずして提案されることは、通常なされることですか。

○ 企画調整部長

一般的に、原則的には今委員おっしゃるように、審議会、協議会等が設置されてる場合にはそういう重要事項につきましては審議会の方である程度かけまして、そして議案として提出させていただくのが基本的、一般的なやり方だというふうに考えております。

○ 江口委員

基本的、一般的、原則的と言われましたよね。例外ありえますか。

○ 企画調整部長

例外がありますかと言われましたら、例外はないとは言えませんが、基本的、一般的にということで私はそんなふうに考えております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 50

(この後、しばらくの間録音機器不調により音声記録されていないため、要点筆記に基づき作成しています)

再 開 10 : 51

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

例外ということについてはあってはならないことだと思います。突発事故とか特別な場合なら例外もあるでしょうが、附属機関にはかかるときに例外があっているんですか。

○ 企画調整部長

附属機関の設置目的に合わせて、相談をして行っていくというのが流れだというふうに思います。

○ 江口委員

目的に照らしてこの場合はどうですか。

○ 生涯学習部長

この件について、運営協議会に諮っていないことは事実。早急に運営協議会にはかり説明理解を求めていく。

○ 江口委員

早急にということではなく、本来この議案を出す前にすべきだったのではないですか。

○ 教育長

委員言われるとおり。提案の前に運営協議会にはかかるとすべき内容であった。反省している。

○ 江口委員

本来なら議案を撤回すべきだったと思います。平成19年3月に指定管理者への方向性は見えていたのではないですか。

○ 教育長

指定管理者の導入というかそういう方向になることは十分承知していた。しかし関係者のご意見などについては仕様書をつくっていくときに十分意見を聞くということに気持ちが行ってた。その一段階前、導入時に意見を聞くという判断に欠けていたと思っています。

○ 江口委員

図書館長にお聞きします。導入までの間に行革の方ともいろいろやり取りをされたと思います。どのような経緯で導入に至ったのか教えてください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 57

再 開 10 : 59

(ここからは録音に基づき作成した記録です)

委員会を再開いたします。

○ 図書館長

その具体的な内容といたしまして、平成18年12月25日の行財政改革推進室調査で示された選択肢について、飯塚、筑穂、庄内の指定管理者導入、穂波、颯田の検討といたしたところでございます。そして平成19年1月23日の行財政改革推進室調査に対しましては条例改正を6月議会に提出する旨回答いたしております。次で、平成19年4月23日の行財政改革推進室調査に対しまして、条例改正の6月議会上程を前提に飯塚、筑穂、庄内の平成20年度当初の導入の旨回答いたしております。またこの図書館の考え方については平成19年5月7日の生涯学習部の部内協議で報告、協議いたしましたところでございます。

○ 江口委員

去年の12月の段階、12月、1月の段階で指定管理者を入れようという腹はある程度見えてたわけです。そしたら本当はそこからやらなくてはならなかったんです。遅くとも3月の運営協議会にはお話をいただいて、そこで収まらない話であればもっと多くの方々に呼びかけてやっていただかなくてはならなかった。残念ながら今お答えになった図書館長は、そのときおられませんでしたよね。そのときおられませんでしたね。前任者の方です。

そこでやはり、図書館サイドの力が弱かったというのは現実として否めないと思います。今回の、今のお話をした附属機関のお話に関しては、教育委員会側が出そうとしても、市長部局でこれは止めなくてはならなかった。議案を出す前のさばきの段階で。これはちゃんとした準備ができてない。手続きが踏まれていないというところで教育委員会もういっぺんキチンとやり直しをしてというふうな形をやらなければならなかった案件だということを指摘しておきます。

続きまして、選書の話についてお聞かせください。先日の委員会の中で、選書の継続性についてお話ございました。また今日の補足説明の中でも、指定管理者制度導入については、雇用の安定性のためというお話がありました。そして選書の中では司書は指定管理者になったところに継続雇用をお願いするというお話もありましたが、これは仕様書でうたえることかうたえないことかちょっと確認したいんですがどうでしょう。

○ 生涯学習部長

引き続き雇用の確保といいますか、それにつきましては、仕様書でそうしなさいと、強制的なものはありませんけれども、一応努力義務という形でうたっていきたいと思っております。

○ 江口委員

努力義務として謳うことが、私は出来ないと思うんですが、例えば・・・どうでしょうか。

○ 生涯学習部長

失礼しました。仕様書の中に盛り込むと思っていましたけれども、仕様書の中には謳えませんが、それは撤回させていただきたいと思っております。

○ 江口委員

はい、そうですね。あくまで役所はぎりぎりお願いをすることが出来ることにとどまるわけです。で、この基本方針について、今日出された分、その中でも、そのあたりのことが謳われてるんです。6番だったかな。指定管理者交代の問題。ここにも法的な拘束力はありませんが、図書館員の継続を要請することになります。選定の評価対象につながることであり、慎重を期して判断いたします。とあります。ここもやはりですね、ぶれてくるんです。どうしても、ここ、難しいんですよ。気持ちは本当にわかるんです。今、おられる方々の雇用も確保したいというのわかるのですが、現実として非常に厳しい。現実、様々なところで指定管理者が入っています。その中で行われておるのは、図書館の司書のパート化ですよ。時給700円とかいう募集がいろんなところであってます。そういった事例もあります。そして、それも短期間・短時間ですよ。そうするとどうなるか。今、介護問題でコムスン、ありますよね。あの問題が非常に大きくなりました。そして、介護に関わる方々の離職率2割です。月給13万円、厳しい労働で続けることができない。今の方々も、ある意味、それに近い部分があるかもしれない。今おられる方々も嘱託であったり臨時であったりとか、そういう立場ですよ。やはり不安定な中で頑張ろうと思っても、頑張る意欲を持ち続けられない現実もあるわけです。だからこそ継続雇用を、と思われたんだと思います。その気持ちはわかるのですが、現実としてそれが確保できない可能性が非常に大きくあるわけです。その点はどう思われますか。

○ 生涯学習部長

確約ということは出来ませんが、県内の実態を聞いた時には、そういう引き続きという雇用の問題が出ておりますので、そこあたりは確保させていったという経過もございますので、そのあたりは認識したいと思っております。

○ 江口委員

ここについては、この程度で留めます。コスト試算についてお聞かせください。これはやっぱり、行革のほうから出てるわけですよ。行革の観点、やはり大きいと思うわけです。試算、指定管理者の導入で、幾ら安くなるのか。それについてはどうでしょう。

○ 図書館長

人員の配置、業務内容の状況、それから施設管理等、全体的な現状経費をもとに、先進地の状況を参考にしたところ、大まかな試算ではございますが、人件費で約20%程度、管理委託料を含めた全体的な予算の中で、約7%程度の経費削減が可能と思料しているところでございます。しかし、まだはっきりしていない点もございますので、関連の館の基本的な考え等も加味しながら具体的な試算の検討を進めていく予定にいたしております。

○ 江口委員

その浮いた経費は、どのように使われるんでしょうか。ほかの図書館に振り向けられるんでしょうか。もしくは蔵書の強化という点に使われるんでしょうか。

○ 図書館長

その点については、まだ考えておりません。

○ 江口委員

はい。やっぱりここもまだ、不明確なんです。次に行きます。導入を決定した場合、どういったところが、この指定管理者に対して応募するとお考えですか。

○ 生涯学習部長

これについては公募でございますので、今のところどういったところ、ということは私どものほうでは把握いたしておりません。ただ、よその事例を見たときに、公募したときに7社とか9社あったという報告は受けております。

○ 江口委員

その、他の事例を見たときに、どのような団体、事業者が手を挙げておられるんでしょうか。

その性格等を把握しておられましたら、お聞かせください。

○ 生涯学習部長

名前については控えさせていただきますけれども、図書館の専門のそういう事業、あるいは財団、施設協会とか。これについては、資料を前回お渡ししているかと思しますので、そちらを参考にいただければ、と思います。

○ 江口委員

今言われたような、専門の、と言われましたが、図書館専門のこのような事業ではなくて、もともと図書館に本を納品していたところから発生している流通系の株式会社がありますね。図書館流通センターとか丸善とか。そういったところが乗り出してくるケースが一つ。あと、財団と言われました。今まで管理委託をしていた第3セクターが乗り出してくるケースが一つですね。それとあり得るのが、NPO。地域の方々が立ち上げてやるケースがありますね。ほかに考えられませんか。

○ 生涯学習部長

言われました以外に、ほかに想定されませんかということでございますけれども、今のところ想定はできておりません。

○ 江口委員

今、このように不況なわけです。いろんなところが業態の変更を考えているわけです。今まで例えば土建で仕事をされてきた。農業で仕事をされてきた。いろんなところがあります。そんなところが、やはりこのままでは駄目だということで、新しく進出先を探しているところがいっぱいあります。そういうところが出てくるケースもあるわけです。だけど、ここ、教育施設ですよ。そうすると、本当に公募でどこが入ってくるかわからないという恐さもあるわけです。そこには、表向きはきれいに見えるけれど、そうではないところも入ってくることさえあり得るわけです。そういった危険性があることも、指摘をしておきます。

続きまして、先日の委員会の時に、利用者であるとかボランティアの方々に対して理解を得ることに努めたいというお話があったと思います。で、この委員会に至るまで、どのような努力をされて進展があったのかどうか。そこらへんをお聞かせいただけますか。

○ 生涯学習部長

前回の委員会後でございますけれども、土曜・日曜かけまして、ボランティアの方、あるいは先ほど出ておりました図書館運営協議会委員の方等につきまして、時間的な制限もございましたけど、7人から8人くらいだったと思います、それらの方々に面会させていただきまして、意見を聞かせていただいております。その時に、やはり私どもの説明が事前に足りなかった分については反省をさせていただきまして、その意見といたしまして、まず指定管理者導入について、このこと自体が要するにわからないんです、ということで、中にはそういう言い方をされた方がございましたので、まずその制度につきましてご説明をさせていただいた結果、納得ということではないのですけれども、わかりました、というご返事を頂いております。それを受けまして早速、11日でございますけれども、図書館運営協議会を開催させていただきますということで、日にちも設定させていただきました。また、ボランティアの方につきましても、自分たちが使ってる部屋が、指定管理者の導入によって、要するに無料から有料になるんじゃないですか、という、そういう心配がありましたというご質問等がございましたので、それにつきましては引き続き無料で、部屋につきましては使えますよということを申し上げましたら、そこらあたりにつきましても、ボランティアの方が、十分説明がなかったものですから不安を述べておられましたので、一応それにつきましても、全て納得ということではないんですけれども、今後やはり図書館のあり方として、いろいろお話しをさせていただきたいということでございましたので、これにつきましても10日にボランティアの集いがありますので、それにつきまして係長3名をそちらに行かせまして、意見交換をさせていただくようにいたしております。

ます。

○ 江口委員

全ての方々が納得したわけではないですね。どうでしょう。

○ 生涯学習部長

先ほど申し上げましたように、全ての方が納得ということではございませんけど、一応、私どもの説明に対しては理解をしていただいたというふうに、指定管理者の導入とかですね、そういう内容については分からない点があったものですから、お聞きになった分については理解していただいたものと判断いたしております。

○ 江口委員

そうですね。私も聞いております。図書館の方が説明に来られました、と。で、お話しを聞いたんだけど、まだまだ不安が残っているというお声も頂いております。また、やはりそこらへんについては、本来、前にする作業を後にしてしまっただけでは、その信頼関係という部分もありますし、やはり指定管理者自体について本当に多くの方々が知らないのが現実です。そこらへんについて、やはりまだまだ協議が不足しているのかなと思っています。

颯田と穂波の問題をお聞きします。先ほどお話の中で、颯田と穂波についてまだ検討するというお話がございました。どのような検討になってますか。

○ 生涯学習課長

颯田と穂波につきましては、ご承知のように、公民館の中に、そして穂波につきましては郷土資料館というふうに併設をした施設となっております。そして穂波につきましては、システムは、一応颯田を除く分については導入されているわけですが、この分につきましては今後の公の施設のあり方検討委員会の中でその方向性を見出して生涯学習部内でも今後検討を加えていきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

その2館について、これから先どうなるかという心配をしておられる方、いっぱいおられるわけですよ。5館のうち3館指定管理者になった。いっぺん指定管理者になると5年というお話でしたよね。5年来年からやる、平成20年度から。ところが、途中から指定管理者に追加でお願いするかというと、それもまた変な話ですよ。であるならば、最初から5館でいく。その方向性を決めた上でやるべきだと思いますが、順番が逆になっておられる。その点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○ 生涯学習部長

先ほども申し上げましたように、今後の方向性として穂波・颯田につきましては継続して図書館として運営することも想定しておりますが、その場合、指定管理者を想定しますけれども、条例改正等の手続きも必要になってまいりますので、当面直営で維持するというような考え方を持っております。

○ 江口委員

皆さん方は、今回サービスの拡充をしたいといわれて指定管理者の導入を決められたわけですね。であるならば、本来5館でいくのであれば5館丸ごと入れて、一番弱いのは颯田ですよ。先日の予算特別委員会でもずっと言われましたよね。このままの厳しい状況の中でやっていくのか。穂波もあそこもやっぱり厳しいですよ。3名あそこ司書の方おられますね。颯田から比べたらまだいいかもしれないけれど、やはり行きますと雰囲気としても暗いです。電気自体も暗いですよね。やっぱり館自体をどうやって運営するか。全体像を先に示すべきだと思うわけです。そうしないと、本来一緒に行こうというような話をすればもっともつきちんとしたサービスが提供できる形になりえるのが、今回こうやって3館先に行ってしまうと、あとの2館は追いつくのが厳しいんですよ。その点教育長なり副市長なり市長はどのようにお考えになりますか。

○ 教育長

たしかにそういうふうに言われますのが穂波と颯田を置いていったような感じがしますけれども、指定管理をするときに一番条件的に館として独立しておいたその3つを先にやるということであり、後残ったところについては直営という形で今回考えていったわけでございますけれども、まず3つについては指定管理のなかで今ずっと言われていますように生涯学習施設としての重要な役割を果たしている図書館に導入するというので、こちらとしてはとにかく住民サービスを向上させるということを大前提で入れるわけでございますので、そこでやっている指定管理を入れることによって3つの館が十分に機能するような形になってくれば当然住民の大事な施設でございますので、たしかに全体の公共施設のあり方検討委員会で諮っていくことになるわけでございますけれども、直営の中で住民サービスの向上というのを合わせて考えていきたいというふうに思っております。たまたま施設が併設しておいたということもありますので、当面独立している3つで始めていったということでございます。

○ 江口委員

施設が併設になっているのはコミュニティセンターもそうなんですね。中央公民館と飯塚館と女性センターと併設ですよ。颯田、穂波と条件は一緒でございます。あり方検討委員会、検討するのは施設種別ごとの統合整理の見直し方針、存続、統廃合、譲渡等についてですね。公共施設の有効利用活用について、また市民サービス向上に向けた施設運営の改善方針、直営継続施設の管理運営の抜本的な見直し、受益者負担の基本的な考え方について、当然やはりこのような場所で検討されるべき。もしくは私はこの図書館の問題については利用者は本当に幅広いんです、そのことを考えるならば、図書館運営協議会を通常であれば通常の事業計画であれば、図書館運営協議会のいまの15人の中でもいいかもしれませんが、今回に関して言えば本当にこれから先の飯塚の図書館をどうやるのかというものを含めた中での議論を図書館運営協議会を拡大した上できちんと機関を作ってすべきだったと思っています。保育所の部分、保育所に関しては公立保育所検討という部分を付属機関で立ち上げて審議しておられますですよ。同じように本当にこの部分について、これから先どうするの、という部分をきちんと話をした上で、やられるべきである。そしてまた、そうでないと颯田、穂波の方々は、うちは切り捨てられる、という不安を解消できないわけです。現実にと人と、行政の方とお話をする中で、執行部の方とお話をする中で颯田はなくなるだろうね、といわれるかたもおられます。だけど、本当にそれがいいのかどうか、それこそ協働といわれる齊藤市政でございますから、それをきちんと考えた上で進めるべきであると思います。後一点だけ確認をさせてください。子どもの読書活動推進計画、選書の基本となるどころ、子どもの部分ですね。また、大人の部分、選書の計画等について先の委員会の中では大切なものだよ、という話もありました。これについて仕様書にも盛り込もうという話があったんですが、これはきちんとつくった上で盛り込む、だからこそ市民の皆さん安心してくださるというふうな形になるものだと考えておりますが、その点はどうでしょうか。

○ 生涯学習部長

子どもの読書活動推進計画の件でございますけれども、現在図書館に係のある事項につきましては、読書クイズ大会などの事業、資料の収集、学校との連携などすでに実施しているものでありますが、この基本計画につきましては図書館にとどまらず学校も含め幅広い分野にわたっておりますため、今後関係部署とも子ども読書活動の推進に関する法律の趣旨に沿って協議、調整しながら検討してまいりたいと考えております。先ほど申し上げましたように、基本計画自体はございませんけれども、それに盛り込むべき事業は実施をしておりますので、そのところをご了解いただきたいと思います。

○ 江口委員

それではやはり市民のかたがたの不安は取り除けないのではないか、そのことを指摘してお

きます。あともう一点、努力を続ける、これからあとも10日、11日という話が出ましたですよね。その10日と11日の呼びかけ、どなたにされておりますか。11日は図書館運営協議会を、そのものを開催されるわけですね。10日についてはどのような形でされるのでしょうか。

○ 生涯学習部長

10日につきましてはボランティアの方々が自主的にボランティア会議をされるということでございますので、その情報をお聞きいたしましたので、私どものほうもその会議に参加をさせていただきます、ということでご了解を得たところでございます。

○ 江口委員

利用者の方々が不安に思っています。ボランティアの方々はそうやってやられるといいます。自主的なところでお話をお伺いされるという話です。運営協議会は11日にあるんですね。利用者の方々が不安に思っておられます。努力をされていたんだけど、その部分が見えない部分があるので、先日、昨日追加の署名も出させていただきました。合計して市内外合わせて4503名です。やはりそういった不安があるのだと思っています。市民の声について、利用者の声、また、未利用者の声ですね。図書館を今使っていない人の声、意見をやはりそこらへんまできちんと考えた上でやらなくてはならない。サービス拡充を今回休日開館と開館時間の延長をされる。それは本当、ありがたいことだと思うんです。今回の議案も市民サービスの向上を考えて出されたんだと思うんです。だけれど、実際に図書館のサービスとして何が求められているのか、そしてこれから先何をしなければならぬのかをきちんと考えた上でやらなくてはならない、そうすると市民の皆様に対して図書館に関する意見を聞く、アンケートをする、公聴会をする、いろいろな事をやらなくてはならない。実際にこれを指定管理者導入までに。これを決めるまでにやらなくてはならないと思っています。また、今の質疑の中で、運営協議会をやってないことでの問題点を指摘させていただきました。そして、先日の委員会では、条例自体に、3条の設備のところですね。指定図書館の設備に関すること、ここでやはりまだ不具合がある。条例自体の不具合があるとお話をさせていただきました。大きな理由とされてた合併の前の協議の段階でこの指定管理者の導入が決まっていたんだよ、という本会議でも延べられていた大きな理由が崩れました。そして、コスト試算もまだまだ不明確です。あり方検討委との整合性も取れていません。市民のニーズはいま言ったようにまだきちんとした把握はなされていません。ボランティア団体との協議につきましてはこれから先です。図書館運営協議会もこれからまた先です。今日明日の本会議より先ですよ。そういったことを考えると、今の段階でこの議案について、とても賛成することはできないと私は考えております。で、そのことをまず指摘しておきます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:29

再開 12:01

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○ 江口委員

先ほど条例の提案について、また条例の中身について、そしてまたここに至るまでの経過等について様々な点でご指摘をさせていただきました。そしてやはり考えるのはこの議案自体を賛成、反対と言うに至るまでには、もう少しキチンとした議論を進めなくてはならない。またそして行政側が10日、そして11日、そしてその後も努力をされると言っておられます。その努力のあり方、そしてまた市民の方々のご意見等を十分この委員会審議に反映させなくてはならないと思っています。そう考えるとやはりこの時点での採決というのは、私自身は厳しいと思っています。ぜひこの議案につきましては、継続審査としていただきますよう、委員

長においてお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ただいま、江口委員から継続審査の申し出がありました。おはかりいたします。議案第84号ならびに請願第1号、以上2件については継続審査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、議案第84号ならびに請願第1号、以上2件については、継続審査とすることに決定いたしました。

午後1時半まで休憩します。

休 憩 12 : 03

再 開 13 : 30

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に「議案第85号 飯塚市運動広場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ スポーツ振興課長

議案第85号飯塚市運動広場条例の一部改正について、ご説明させていただきます。議案書の37ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、飯塚市椿523番地1に運動広場が設置されたことにより、施設名称を「飯塚市椿運動広場」とし、飯塚市運動広場条例に新たに設置された施設を加えることに伴い、関係規定を整備するため、提案するものでございます。

条例改正の内容説明の前に、施設の設置までの経緯と当該運動広場施設の概要について説明させていただきます。当該施設の敷地につきましては、合併する前の旧穂波町におきまして、地元自治会の有志の方々から寄付同然の低価格で提供していただき、その後、福祉施設であります老人憩いの家「つばき」が昭和47年に建設されました。32年間にわたり地域の高齢者の憩いの場として利用されてまいりましたが、施設が老朽化したことと、新たに総合福祉センターが建設され、この福祉センターというのは現在の飯塚市穂波福祉総合センターです、この福祉センターに機能が移ったことによりまして平成16年5月31日をもって設置管理条例を廃止し、平成16年12月に解体撤去が完了しております。地元住民からは、存続の要望等もございましたが、廃止後は「高齢者の健康づくりの広場としての建設」の陳情書も当時の穂波町長宛に提出され、運動広場として整備されたものでございます。広場の建設につきましては特開事業で平成17年度・18年度の2ヵ年事業で実施し、平成19年2月19日に竣工しております。

次に施設の概要でございしますが、別途配布しております2枚つづりの資料の1枚目に位置図、2枚目に平面図を載せていますのでご参照方お願いいたします。2枚目の平面図の中で運動面積6,288平方メートル、縦が52.4メートル、横120メートルの長方形の形をした真砂土舗装となっており、駐車場につきましては、面積876平方メートルのアスファルト舗装で駐車区画26台という施設の概要でございします。

次に条例改正の内容の説明をさせていただきます。39ページの新旧対照表に基づき、ご説明いたします。第2条で「飯塚市椿運動広場」の名称と位置を新たに加えています。第3条の飯塚市秋松運動広場(以下「広場」という。)を運動広場に、同じく運動広場の休場日を12月29日から翌年の1月3日に改めています。第4条、第5条、第8条、第11条では、広場を運動広場に改めています。第6条の2では、「椿運動広場」については、利用できる運動種目を原則としてグラウンドゴルフ及びゲートボールとしています。

以上で運動広場条例の一部改正についての説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 85 号 飯塚市運動広場条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 91 号 指定管理者の指定について (飯塚市立病院)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

議案第 91 号 飯塚市立病院の指定管理者の指定について補足説明をいたします。議案書 89 ページをお願いいたします。筑豊労災病院移譲後の飯塚市立病院の管理運営につきましては、飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の第 10 条の規定に基づき、指定管理者にこれを行わせるものとして、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条ただし書きの規定により、公募を行わないこととしております。5 月 21 日に飯塚市公の施設指定管理者選定委員会を開催していただき、申請団体の提出書類及び面接に基づき、評価、審査の結果、指定管理候補者の答申を受けております。つきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。なお、指定管理者となる団体の名称は社団法人地域医療振興協会、指定の期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 50 年 3 月 31 日までの 30 年間でございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

次に、6 月 27 日の厚生・文教委員会の時に配布しておりました飯塚市立病院にかかる指定候補者についての答申書の補足説明をいたします。1 ページをお願いいたします。選考の結果、指定管理者の候補となる団体については、社団法人地域医療振興協会が適当であると判断されております。選定の経過としましては、5 月 11 日に飯塚市立病院の指定管理者の候補となる地域医療振興協会からの申請を受けまして、5 月 14 日に第 1 回の委員会が開催され、筑豊労災病院の現地調査、書類審査などが行われております。5 月 17 日の第 2 回委員会においては選考基準が決定され、また参考人として飯塚医師会、会長他 5 名の意見聴取が行われ、地元医師会の市立病院への要望や意見の聴取、地域医療の現状について説明を受けております。5 月 21 日の第 3 回委員会においては、申請者である地域医療振興協会によるプレゼンテーションが行われております。次のページをお願いいたします。プレゼンテーション終了後、選考基準に基づき選定委員会全委員による合議により採点が行われ、総得点 390 点満点中 313 点、得点率 80.3% となっております。次に、審議における基本的な考え方では、以下の基準に照らして審査することを基本とされております。委員会としての付帯意見では第 1 に市立病院として、住民本位の地域医療機関となり、安全、安心な病院運営を行うこと、第 2 に医師、看護師等の確保に尽力し、充実した地域の中核的医療機関として運営・管理を行うこと、第 3 に病院敷地内の環境の快適性、魅力ある環境の向上を図るために、アメニティの整備を推進することとなっております。次の 3 ページをお願いいたします。選定評価書でございます。説明については省略させていただきます。4 ページをお願いいたします。飯塚市立病院にかかる指定候補者について選定されました委員の名簿でございます。以上、簡単でございますが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

選定評価書の 3 ページに利用者の声の反映という部分がございます。利用者の意見を取り入

れられる仕組みが考えられているか、また苦情、要望等受けたときの連絡体制、応対方法が明確であるかという部分がございます。また守る会等の要望の中にも、お話の中にも地域の方々等の意見を反映させるための仕組みという地域医療懇談会（仮称）を設置することという部分もございました。この点について、その部分については本当に理解できるわけです。その点はこの提案の中ではどういうふうな形で触れられていたのか、また市としてどのように考えているのかをお聞かせください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

平成20年4月から市立病院として運営するにあたりまして、いろいろ市民また患者の方のいろいろな病院に対してのご意見等受けまして、病院運営の改善を図っていきたいと考えております。そうしたことから協会とお話の中で、これは先の特別委員会でもご報告しておりましたが、まずは最初に協会と市との、また医師会も含めたところの審議会、いわゆる運営協議会と申しますか、これは仮称でございますが、そういったものを作りまして、重要な事項、また協定に関すること、そういったことを審議する、協議するところを設置するように考えております。またその中で市民、また患者の方のご意見をお聞きするような市民会議というものを設置後、組織いたしまして、いろいろ先ほど申しましたような病院の運営に対する改善について、ご意見を聞きながら先ほど申しました運営審議会と申しますか、運営協議会と申しますか、そういった組織の方に意見を出して、協議していただくように考えております。そういったところのお話も協会とお話をさせていただいておるところでございます。

先ほど申しましたのはそういう組織作りでございますが、そのほかに協会としての考えといたしましては利用者の声の把握および反映の方法といたしまして、意見箱を設置いたすということでございます。それはサービスの向上のための意見聴取を行うということでございます。またアンケートの実施を行うと、定期的に患者に対してのアンケートを行って、患者の満足度調査を行いまして、その調査の分析を行うと。そして患者の満足になるような向上に努めるということを協会の方は考えております。また患者の相談窓口を設置するというところで、先ほどの組織等以外にそういった自主的に協会の方でそういったところを広く利用者の声を聞くということもございます。

○ 江口委員

協会の方としては意見箱を設置する等々でやりたいという提案書だったんだけど、市の方としてはキチンと懇談会でしたっけ、運営協議会でしたっけ、それを設置させる、また合わせてその中に市民会議という形で意見反映の場を作らせると、ここについては責任持ってやるというお話でよろしいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その方向でやってまいります。

○ 江口委員

ありがとうございます。

そして、じん肺の患者さんがおられます。やはり心配な点があると思うんですね。飯塚市としてはこの労災病院については財政支出を行わないというお話でした。ただそのじん肺の部分に関しては、やはり国の責任でやっていただかなくてはいけない部分があると思っております。その部分についてももちろん市としても、キチンと国の方に対して、財政支援を求めていくというふうな考え方、間違いありませんよね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その件についてもそういう要望、またそういった状況ございますので、引き続き国の方にお願いをしたいと考えております。

○ 江口委員

あと1点、事業収支計画に関する事項、この選定評価書ですね、に関して、満点50点のう

ち35点だったわけなんです、30年間ですよ。30年間ですよ、指定期間。市としてはこの地域医療振興協会が30年間キッチンとこの労災病院を、この前の議会の中で議案通しましたですよ。指定管理者としてやる。そしてまた診療科目はこれこれこれこれ。そして休診日は下がらない。キッチンとプラスにやるための規定だというお話がありました。それについて満足できる、及第点であるというふうなご判断でよろしいですよ。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この評価につきましては、いろいろほかの市の中で病院運営をされておりました、指定管理者でされておられますので、そういったところの実績、またその経営のところが十分評価されて、そういったところの点数になっておると思います。実際ここで35点という点数でございますが、長期的な運営になりますので、そういうところの評価がこういった点数になってると思いますが、評価的には高い点数であるというふうに考えております。

○ 江口委員

市としては十分にここがやれると判断できるということですよ。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

十分やれるという指定管理者でございます。

○ 江口委員

もう1点、その中に人件費の設定は適切かという点がございます。これについても適切な人件費の設定がなされているという判断でよろしいですね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

人件費はこれからいくらになるというのはまだ決まっておりません。指定管理者が決まりましたら、そういったところを今現在の給与体系等も協議させていただくことになると思います。また協会は協会なりの給与の体系持っておりますので、そういったところのことも含めて、また今後の協議になってまいると思います。今どれだけ十分な給与与えられるかどうかというのはまだこの時点では分かっておりません。

○ 企画調整部長

今ご指摘の件でございます。指定管理者が出してます収支予算書。この中に基づいてこれ選定委員が評価したわけでございます。その中で人件費、事務費、事業費、管理費等々の歳出の部分がございまして。この中で人件費という部分をこうして計画の中に入れております。これを総合的に判断した中で、人件費の設定は適切かということでこれについては適切な、いわゆる人件費の設定であるというふうにされております。

○ 江口委員

部長、選定委員ですよ。その計画を見る中では人件費は他の公的医療機関と同レベルの賃金、労働条件というのは、私はちょっと違うかもしれないと思ってるんですが、医療機関として、そのプロとして行っていただくには、妥当な部分が設定されているとお判断でよろしいんですか。

○ 企画調整部長

そのとおりでございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 楡井委員

91号についてちょっとお聞きします。筑豊労災病院を守る会から今江口委員も指摘されていたように、5項目で23点くらいにわたっての要求書というのが提出されておると思います。この要求項目は足掛け3年ですか、守る会が国や厚生労働省、それから労働福祉事業団とか、飯塚市との交渉や懇談会や、市民へのアピール等で積み上げてきた運動の到達点ではないかと私思っております。で、本議案による筑豊労災病院が市立病院として、運営を地域医療振興協

会に委ねるといふ時期に、市としての基本的な考え方をいくつかお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

具体的な質疑に先立ちまして、先ほど私の質問の中で病院・老人ホーム対策室主幹が、じん肺の患者さんを直接担当しているお医者さんの去就について知らなかったというふうに発言をしておりましたけれども、退職されることは知っておられたということでありまして、ただ今後の就職先を知らなかったというふうにお聞きいたしました。それで私も全体を知らなかったんじゃないかというふうに言ったきらいがありますので、正確な内容は先ほど申しましたように今後の就職先を知らなかったということであって、退職されることについては知っておられたということでもありますので、私のさっきの発言に補足させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお聞きいたします。

それでは具体的な質問に入らせていただきますので、よろしくお聞きいたします。

第1は診療体制についてこれまでのこの労災病院問題、何度も発言もしてきました。その答弁の中で、たびたび約束もされてきたんですけれども、スタート時点で、来年の4月1日からということになりますけれども、12科揃って診療が開始されるという見通しがキチンと立ったかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

20年4月の市立病院の開設に向けて、今現在12診療科が揃って診療開始となるように指定管理者の方で医師の確保に努めているところでございます。まだ経過の状況でございます。

○ 楡井委員

今の発言、答弁ではまだ現在ではキチンとした見通しができたということにはなっていないようであります。それとの関連で今後現在の労災病院の規模、これが縮小されるというおそれといえますか、これはないんじゃないかと思っておりますけれども、まず外来12科、それからベッド数が250というご報告でしたけれども、これが縮小されるというようなことは、縮小されるようなことはないでしょうね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

外来の12科、これ休診となっております診療科含めましてのとなっております。またベッド数につきましても250ということでこの数の確保は約束してまいりたいと思っております。

○ 楡井委員

今まいりたいというようなことですから、それでは困るんですね。キチンとこれを確保してもらわないかん。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

これは指定管理者となるところとの合意ができてますので、やってまいります。

○ 楡井委員

次に外来、具体的な問題のもう一つとして、非採算部門だからといってその存続が一貫して心配されてきたじん肺患者さんの問題、これ今江口委員の方からのご質問にもありましたように、今後非採算部門についての財政的な補償を国の方に求めていくというふうに答弁もありました。現在とりあえずのところはこの今月、7月から多分専門のお医者さん退職されていないと思うんでね、それで先の質問の中では毎週火曜日ですかね、午後來院されて20ないし30人の患者さんを診察するというような答弁があったと思うんですね。現在何人ぐらいのじん肺患者さんが労災病院に通院ないしは入院されているのかご説明できますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

ご質問のじん肺患者の方の入院患者また外来患者でございますが、まず実数につきましては入院患者で本年4月で4名、5月で4名、6月で2名となっております。それで1日あたりになりますとじん肺患者の入院では4月は2.5名、5月は1.5名となっております。6月についてはまだ病院の方で報告がっておりません、集約ができてないということで。まだ報告が

あっております。

次に外来の患者でございますが、実数は本年4月で42名、5月で44名、6月で43名となっております。1日あたりでは4月は3.9名、5月は4.4名となっております。これにつきましてもまだ6月の集計が出てないということで報告があっておりません。

○ 楡井委員

この前の労災病院の問題での質問の中にやりましたけど、じん肺患者さんはいつ発症するか分からないという状況の中ですからね、果たして毎週火曜日午後だけの診察で守れるのかと。患者さんに対応できるのかという意味では大変不安なんですよ。それでその点での補充といいますか、充実といいますか、これ一日も早くお願いしたいというふうに思うんです。来年4月を待たずにこの6月末でやめられたお医者さんの、毎週火曜日、これは確保しつつですね、そのほかのお医者さんを来院してもらえるような状況を各所に相談されて、何か九大の方にも相談されてるといようなご報告もあったようですから、1日も早く実現していただきたいというふうに思います。

それから次に、現在働いておられる方たちの労働条件について、若干お聞きしたいというふうに思います。それで、現在職員の内訳といいますか、正規、臨時、パート、派遣、そういうふうな人たちがどのくらいの人数働いておられるのかということについてはお分かりでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

一番新しいところの6月の状況でご報告したいと思っております。まず院長1名、医師23名、内、職員が22名、嘱託が1名となっております。次に看護師につきましては146名、うち職員が127名、嘱託は19名。医療職といたしましては39名、内、職員が35名、嘱託4名。その他でございますが45名おられまして、内、職員が24名、嘱託21名、職員合計で254名となっております。

○ 楡井委員

この人たちの中には、外来窓口受付などで働いてる方たちの数字も入ってるんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

それは窓口、委託業者でございますかね。その分は入っておりません。

○ 楡井委員

その今入ってないといわれる窓口業務に携わっている人、それからその他そういうふうな職場で働いている人は何人かおられませんか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

申し訳ありません。そういったところの数字は今把握しておりません。申し訳ありません。

○ 楡井委員

そういう人たちも含めてこの協会の方の採用という点についてはどうなんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど申しました職員、正規職員また、そういった病院に関わる職員以外の委託の関係につきましては、その雇用につきましては、今後指定管理者となるところの方が判断されまして、そういった委託業務どうするのかということは協会の方でまた話があると思いますので、こちらの方でどうするこうするということはここで答えはできません。

○ 楡井委員

現在、筑豊労災病院が委託しているという人たちについて、そうすると今度飯塚市が協会に委託するわけですよ。そうするとその委託した協会がさらに委託するという2次委託という形になるんじゃないでしょうか。その点で2次委託ということが許されるのかどうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

協会の方に、指定管理者となりますので当然管理運営については協会の方をお願いする。委

託ということになりますけど、そこの来たところで今後経営的にそういったところに今現在委託しております・・・清掃もありますし、そういったところの窓口の委託、これはニチイというところが今そういったことやっておりますが、それについて協会の方でどういった委託をやっていくのかというのは、これは2次委託という言葉になるかもしれませんが、そちらの方は経営的な観点から判断されて今現在おられるところに委託するのか、またほかのところに委託されるのかはそちらの方の経営的なご判断で行われることと考えております。

○ 楡井委員

そうすると2次委託が可能だというような今のご答弁のようですね。それでそうなるのと現業職、直接患者さんに関わるお医者さんや看護婦さんたちは、委託ということにはならないかもしれませんが、現業職の方たち、洗濯とかボイラーとか。こういうところが今言われた形では2次委託ということに可能性を開くような答弁だと思うんですね。そういう理解でいいですか。

○ 企画調整部長

ここでしっかりと念を押して押しときたいんですが、まず医療本体については地域医療振興協会が直営でやりますよということでございます。あとは医療本体以外の部分、これにつきましては病院の効率的な運用を図る必要性がありますもんですから、そこら辺りについては2次委託も考えられますよということでありまして、この2次委託はどんなふうな業務なのかということについては今から市と協会でお互い協定書の中で結んでいきたいというふうに考えております。現在のところ、医療本体以外のどの部分を2次委託して病院の効率的な運用を図るのかというのがまだはっきりはいたしておりませんので、そこらあたりでちょっとご理解していただきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

その医療本体というのがどの範囲まで包含するのか、なかなか難しいところといいますか、その境界がなかなか引きにくいところだと思うんですね。働く人たちでいえば、ボイラーにしたって、洗濯場にしたって、厨房にしたって、医療本体の一部なんですよ。医療という意味からすれば、そういう意味では今後の交渉と、話し合いということになるんでしょうけれども、その本体ということについては現在働いておられる守る会の人たちとしっかり意思統一した上で交渉に臨んでいただきたいというふうに思います。

それからもう少しこの働く人たちの条件の問題でお聞きしますが、現在全国労災病院労働組合、全労災ですね、と同筑豊支部ですが、そこと労働福祉機構との関係で、労働協約が当然結ばれていると思うんですね。そういう労働協約の中で当然労働協約は労働基準法に基づく話し合いの中での協約だと思うんですけども、この労働基準法よりも高い水準にある協約項目がご存じでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そういった労働協約等につきまして、労災病院の方にお尋ねしましてどういった内容かということの資料ならびに内容のご回答を申し上げましたが、それにつきましては回答できないということでした。今後守る会からの要求書が提出されておりますので、その中にもそういったことは触れてありますので、今後市とのお話を、いろいろな内容についてお聞きしていきたいと考えております。

○ 楡井委員

労働協約が直接市の方で機構の方から手に入らないというようなことで具体的な検討はされていないようですが、先ほど江口委員が指摘されたこの基本協定ですかね、これの3ページにある人件費の設定とか書いてあるんですよ。この人件費の設定は適切かということで、答弁の中にありましたようにこの選定評価書、これはもう合格点だというふうに言われましたんですよ。その判断をすべき労働協約や労働条件を取り決めた内容のものを知らないま

ま、この選定委員会の中では可否が審議されたという形になるんですよね。今この協約書を持たないということ言えば。何を基準にこういうこの雇用や人件費、労働条件など、判断されたのかなという疑問がわくんですよね。いかがですか。

○ 企画調整部長

この計画書の中にあります人件費の設定、これにつきましては今協会の方で給与規定、それから就業規定等々につきまして今詰めてる段階でございます。この人件費の設定にあたりましてはこの地域の実情といいますか、医師の給与、それから看護師の給与、技師の給与、そういう地域の実情にあつてさらには協会の方で、今既に定めてます給与規定、それから労働者健康福祉機構が持ってますいろんな労災病院関係があります。そこらあたりを総合的に判断して、医師の給与がいくらぐらい、看護師の給与がいくらぐらい、それから技師の給与がいくらぐらいという概略的な、概算的な金額を上げた中で収支計画書を出してるというような状況でございます。それで正式にここのあたりをはっきりした給与規定、それから就業規定、ここのあたりを最終的な詰めに入ってますので、ある程度の最終的な案が出来上がりましたら、機構本部の方に行きまして、そこら辺りで最終的な協議調整が行われるというような段階でございます。

○ 楡井委員

この選定評価書、この一番右の欄の得点のところですよ、それで2番目の適切な管理運営とサービス向上、それから安定した管理運営を行う能力、一番下の事業収支計画に関する事項、3つ、一番上にもう1つありますけど。一番上は80点満点の74点ですから比較的高いわけですよ。ところがその次の適切な管理運営とサービス向上という欄、ここは総計ですけれども、130点中94点ということで、約4分の1、25%、100点満点にしたら75点くらいにしかあたらんのではないかなと思うんです。それからこの3番目の管理運営を行う能力、130点の110点ですから、100点満点にすりゃ80点ぐらいになります。それから一番下の事業収支計画に関する事項、これ50点満点の35点ですから、70点くらいにしかあたらん。そういうふうに全体的に病院という特殊な経営体が平均して80.3点でしたか、80.3%。そういうような約20%も充足しないこの計画書といいますか、であったということについて先ほど主幹の方は、だったと思いますが、その満々たる自身で合格ですというふうに言われたんですけど。果たしてそういう状況なのか、80点満点でね。今いろんなところで事故やいろんなミートの問題とか、いろいろ出てきてますでしょ。一番最後の詰めのところ非常にキチンとされてないという結果でいろいろ問題が起こってきてるんじゃないかなと思うんです。この20%がどういう影響になるのかということについて、この数字を見たときに大変不安に思うわけです。ご心配なさるなということであれば再度答弁していただきたいと思います。

○ 企画調整部長

今委員さんご指摘のように、一番目が80点満点中74点、これは大きな点数をいただいております。次の130点満点のうち94点。それから一番下については50点満点の35点と。やや若干劣るかなというような点数でございますけど、この2番目の適切な管理運営とサービスの向上、それから事業収支計画に関する事項、これにつきましても十分にこの中でやっていけるというような協会の方針でございますし、飯塚市もこの指定管理者に運営任せれば大丈夫だというふうに私も確信持っております。また市長も副市長も確信を持った中でこれでやっていけるというふうにこの場で申し上げます。

○ 楡井委員

では、そういうふうに、私が心配しているような方向にならないように、もしそういう危惧が出た場合は直ちに手を打っていただくというふうにお願いして、次に移ります。

協会のほうへ、来年4月に労災病院が移行するに伴ってですね、一定の退職者などが出るんじゃないかなと思われま。それが、医師の中から出るか、看護師さんやその他職員の方たちか

ら出るか、よく掌握もされてないと思いますが、しかし、そういう退職をする可能性があると思うんですよね。で、それを予測されて、その充足のための手が打たれているかどうか。確かにお医者さんは協会のほうから来ていただけたらと思うんですよね。先ほどご答弁にありましたように、12科含めてですね。ところが、看護師さんその他現業職の人たちの中から、もし退職が出た場合ですね、これは協会のほうに連れてくるということになるのかどうかも含めてですね、そういう退職による職員不足について補充の対策が出来てるのかどうか、お聞きします。

#### ○ 病院・老人ホーム対策室主幹

指定管理者が決まりましたら、いろいろ給与関係、また勤務条項等のお話があると思います。その中で、そういったところの心配も、看護師さんたちがその中で辞められるというご心配もあります。しかし、これにつきましては、そういったところの不足した分につきましては、指定管理者のほうで充足するという事で合意しておりますので、いろいろ不足になった分については、いろんなどころの看護師学校とかそういったところをお願いしまして、そういったところの充足について満たしていくということで、協会のほうでそういったことに努めていくということになっております。

#### ○ 楡井委員

今のご答弁によれば、まだ何人の方が退職されるかということなどについては、全然掌握されてないというような内容の答弁なんです。それで、あと半年ちょっとでしょ。そうなってくると、右から左に人が集められるか、雇用ができるかというようなことになるかと思えます。全国的には看護師さん不足ということが言われています。この嘉飯山でそれはそうなのかというのは、私よく知りませんが、全国的な傾向からすればそういうことは考えられるわけですね。それで、この飯塚市の議会は看護師不足を解消するための意見書というやつを否決してますのでね、多分、看護師不足じゃないというのが議会の意思かもしれないけれども、私はそうは思わないわけですね。ですから、一日も早く、看護師さんなり職員の方の退職意向状況などをきちんとつかんで、早く手を打たないと、これまで再々私が指摘してきたような状況を、後追ひ後追ひでお医者さんを含めた欠員が明らかになってくるということになるんじゃないかと思うんです。その点で、そういう手を早く打っていただきたいと思うんですけれど、いかがでしょうかね。

#### ○ 企画調整部長

そこらあたりを、市と協会のほうで詰めております。この指定議案が通らないと、地域医療振興協会も労災病院のほうに行きまして、そしていろいろな説明ができないわけでございます。この議案が本会議で可決された後に、早速飯塚市も地域医療振興協会も、労災病院それから機構に行きまして、こういう条件ですよ、残ってください、残っていただかないと医療が継続できないというようなことで、お医者さん、看護師さん、技師さん等々に説明したうえで、はっきりとそこで、どうなさるんですか、というような内容が見えてくるわけでございます。ですから、どれだけ残るのかというご質問だったと思いますが、これは早速行かせていただきまして、残っていただくように努力していきますので、よろしく願いいたします。

#### 4 楡井委員

市民参加、それから市民との協働ということが市長の第1番の売りといいますか、目標、目指すところだと思うんです。そういう意味では、市民病院を作っていくということからも、このこと、協働というのが大変必要だと思います。それで、この点については先ほどの答弁にありましたように、運営協議会があって、それに対して市民会議ということで、そこで市民の皆さん方の意見を聞くということが、市の態度としてきちんとされました。

もう一つだけお聞きしたいことは、管理期間、指定管理者ですね、ここに30年の長きに亘っての委託をするわけですが、協議の中で、地域医療振興協会が投げ出すような状況になった時には、それを保証する医療機関を始めから用意しておくというようなことだったんですが、

途中からなくなりましたですね。この設定をやめました。もし、地域医療振興協会が投げ出すというようなことになった場合はどうなるのかな、ということになるんですが、その場合は市がきちんと運営をするということになるんでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

平成20年4月から開設する中で、あまりそういうところは考えていなかったのですが、30年間の長期に亘り医療を継続するという中で、そういったところの何らかの理由によりまして指定管理者が継続できないということの場合につきましては、市民病院としては30年間やっていくわけですから、その後の指定管理者はどうするのかということになりますので、その場合につきましては、次の指定管理者を探すとか、医療の継続にあたりまして十分な期間が必要だと思っておりますので、そういったところにつきましても、また辞められるところの指定管理者ともお話しをしまして、十分な時間を取りまして協議していきたいと考えております。

○ 企画調整部長

今、主幹が述べましたように、それが本来のあり方でございますけど、この地域医療振興協会は安定的な運営を行っております。それからさらには全国でも三十数か所の病院事業も行っております。こういうことから考えまして、30年間というような指定管理者の指定でございます、これにつきましても私どももしっかりした長期間に亘る運営ができるというふうに確信をいたしておるところでございます。

○ 楡井委員

最後です。先ほどちょっとダブるんですけども、市長の基本的なスタンスが市民との協働ということにあります。当然、この市民病院、管理を協会のほうに委託するといってもですね、あくまでもこれは市民病院であります。そういう意味では、市民の要求に根付いた市民病院を作らなきゃいけないし、さらにはそういう地域の制度という形できちりしていかないといけないということになると思うんですね。そういう意味では、国への交渉の問題なども含めて、代表質問の中でお聞きしましたが、なかなかはっきりした答弁が得られなかった。この際、この委員会の中で、市民病院の責任者として、きちんとした態度が表明できればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 企画調整部長

今、ご質問者がおっしゃいますように、来年4月から開設します飯塚市立病院。この設置者は飯塚市長でございます。飯塚市長に、この市立病院の管理運営の全責任がございます。で、この市立病院の開設にあたりましては、筑豊労災病院がこれまで長きに渡りまして担ってこられた、この地域の中核的な医療施設を継承して参ります。さらには、住民の皆さんの健康と安全を守るため、そして住民の皆さんが安心して信頼し得るような公的な医療機関として、しっかりと運営して参ります。そういうことからしまして、市民に開かれた、そして医療体制の充実した飯塚市立病院として開設していきますので、皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

○ 市長

部長から、飯塚市立病院に対するお話しをさせていただきました。もちろん、当然私が市立病院の最高責任者にはなるわけでございますけれども、私としては飯塚市全部の医療というものを、やはり市民のために考えなきゃならないものじゃないかと思っております。そういう意味も含めまして、先ほど質問者の楡井委員のほうからもお話がありましたように、非常に医者不足である、と。実際に今、労災病院においても、1名の医者が、小児科医が来てるけれども、これはやっと1週間に3日かな、今度は、4日になったのかな、全部埋まるのかな。一応、1週間全部埋まるようになるようですけども、私が小児科のこれを調べて来いということで調べたんですけども、小児科医師が、飯塚病院が10人、嘉麻赤十字病院が1人、済生会が小児科なし、社会保険稲築病院も小児科なし、田川市立病院が2名で交代でやってる、と。それ

から健康保険直方中央病院も小児科なしということで、本当に先生自身が足りないというのが現状です。そういう中で、集めて来い集めて来いという形で全国にいても、筑豊、この地域の医療状態でも非常に厳しいということを考えて時にですね、私は小児医療が労災病院で全てやれるかということを考えて時に、私の兄が医者をしてるものですから、そういう話をいろいろ聞いた時にですね、やはり24時間体制と、手術その他を含めて本当に必要だということだったら、12人は要するというんですね。小児科医だけで12人は要するだろうということですので。筑豊全部集めても、やっと12人になるくらいなものですから。それを考えた時に、飯塚市立病院だけでやれるかといったら、私は出来ないんじゃないかという気がします。そのことを考えたときに、これから医師会、また近隣の医療機関と打合せをしながら、やはり地域全体として医療を確保していきたいと思っておりますので、そっちの方面からも私はしっかり押さえて、飯塚市立病院の責任者ということだけじゃなくて、飯塚市全体の医療としてとらえた発想で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

本会議ですと、もう少し、今の質疑を整理したうえで討論させていただきますけれども、この議案についての賛否でいえば、反対ということで表明させていただきます。よろしく願います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 指定管理者の指定について(飯塚市立病院)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手を願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○ 田中廣文委員

所管事務に関する質疑の時間を許していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○ 委員長

教育行政の件ですか(はいという声あり)

おはかりいたします。田中廣文委員から「教育行政について」の所管事務をしたい旨の申し出があります。田中廣文委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○ 田中廣文委員

先の一般質問で私が申し入れをした中で、所管の部分は委員会でやってくれということでしたので、今回同和問題、同和教育、それからまた生涯教育の中の社会教育等々についての質疑をしたいと思っております。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として教育行政について所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって教育行政について所管事務調査を行うことを決定いたしました。「教育行政について」を議題といたします。田中廣文委員に質疑を許します。

○ 田中廣文委員

ありがとうございます。私は前回だったと思いますが、ここで解放子ども会等々、また奨学

金等の質疑をされた中で、内容を把握していないという答弁がなされたことについて、いままで長きに亘って取り組んでこられたことについて、私は質疑をしたいというふうに思います。

まずは、同和問題の起源からいいますと、江戸時代につくられたという話ですが、それも今の時点ではそれより以前にあったのではないかというふうな話も出てきておるところであります。この問題が解決しないままに来ておった。明治4年解放令が出された、それでも部落の完全解放には繋がらなかった部分がある。そして大正11年、1922年だと思います、3月3日、水平社がつくられた。それからずっと運動が進められたわけですが、国の同和対策審議会がつくられたのが1961年、65年に同和対策審議会答申が出ています。その答申の内容が本当に分かっているのかなということで、ひとつその答申について御答弁願いたい。それと同時に、1996年に地対協の意見具申というものが出されています、そのことについて述べていただきたいと思います。

○ 人権同和教育課長

同和対策審議会答申の中の同和問題の本質、同和問題の認識を延べさせていただきたいと思います。いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという最も深刻にして重大な社会問題であると認識しております。

○ 田中廣文委員

96年の意見具申はどのようになっていますか、その前に質問させていただきますね。そのことによって69年から特別措置法という事業が行われている。これについて、私が知る限りでは、部落解放人権政策確立要求中央実行委員会というところから差別が問いかけるもの、ということでいろいろ冊子が出されておるようでございます。結婚差別、こういうものが実際あった、ということで好きな人と結婚ができないで自殺をしてみた人がたくさんいるんです。その中で、解放子ども会という組織がつくられた。この解放子ども会というのは、差別を見抜いて差別と戦う、そして相手を諭しきるような人物になってほしい、差別をなくすために諭すための人になってほしい、ということがこの大きな問題であった。それを同和行政として行政もずっと取り組んでこられた。学校でも子どもたちに差別はいけないよ、ということで教えてこられた。このことによってものすごく変わってきた、内容的にですね。そういう部分があるにもかかわらず、今インターネット上でここにもありますようにインターネットで差別をまだあおる人がたくさんいる、インターネットでとっております、ここに。これもこの間の一般質問の中で私が述べさせていただいた。そのことによってまだまだ心無い人たちがおられるわけです。この中に飯塚と書いてあるんですよ、飯塚と出ているんです。飯塚の炭住に住んでおられた、とかいう人たちのことが出ているんです。田川も出ています。香春町も出ている。赤村ちゅうのも出ている。この田川と飯塚、筑豊地区のそういうことが書いてあることについてはこの地域でまだまだ。そしてこの地域で落書きがインターネットで取れるわけなんです。そういうことが早々になくなきゃいかんけれども、いまだにある。そのために解放子ども会の子どもたちの命を保障するため、今まで長い歴史の中で取り組んでこられた。このことについて、行政のほうで、知らないとか内容を知らないとか言うことはちょっとおかしいんじゃないかと思いますがその辺どうですか。

○ 人権同和教育課長

解放子ども会の概要につきまして、少し述べさせていただきたいと思います。委員おっしゃいますように解放子ども会の歴史は古く、全国水平者創立の時点で全水少年少女が活躍し、翌23年には全国少年少女水平社と位置づけられております。戦後はその伝統を引き継いで部落子ども会となり、最近では部落解放子ども会といわれています。当時、子ども会の指導にあた

っておられましたのは部落解放同盟であり、指導の実際にあたっておられましたのは、支部の青年たちでありました。指導の内容といたしまして、差別を許さない、差別に負けない子どもの育成にあたっていました。このような厳しい状況に置かれた子どもたちを地域が自発的に育てようと生まれた子ども会であります。その後、同和地区子ども会と少年団体育成事業等の県費補助がなされ、行政の施策として施行されております。本年度旧1市4町の解放子ども会の開校式にすべて参加をさせていただきました。笑みを振る撒き友達と談笑している子どもや大きな声を出して元気に走りまわる子どもたち、数十年前の自分の姿を重ねても何ら変わりのないように思えました。しかしながら、子どもたちを取り巻く状況は学校でのいじめや就職や結婚の際の障壁、また近年では、インターネット上で横行している差別落書きなど、差別事象が今なお存在しております。子どもたちがさまざまな差別の被害にあわないよう、差別をなくす努力を続けることが必要であります。また、そのような差別にあっても差別を跳ね返す力や支えてくれる仲間づくりに力を入れなければならない。それが今日の解放子ども会と考えております。一方ではいまどきの子どもは、とよく言われますけれども、外で日が暮れるまで近所の異年齢の子どもたちと遊ぶわけでもなく、家でテレビゲームなどをしたりして仲間意識に欠ける、すなわち協調性に欠ける部分が多分にあると思われまます。そこで、子ども会指導者協議会や、地域の公民館役員、保護者等の協力により、七夕会やクリスマス会などのレクリエーション主体の子ども会行事を通じて地域における仲間作りを行っているのが社会教育で言うところの子ども会だと思います。この2つの子ども会が両輪となって子どもたちの健全な育成に寄与していかなければならないと考えております。今後も解放子ども会を、子ども会事業を継続して行い、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する学習や、体験学習を通して差別を見抜き差別に負けない強い子どもたち、ともに支えあう仲間作りに努めていかなければならないと考えております。

○ 田中廣文委員

今述べられたとおりだと思います。就労の関係とかまだまだあるわけですが、このことについて、先の施政方針の中で市長さんがこの人権同和問題のことについては積極的に取り組んでいかなければいかん、というように述べられております。このことについて生涯学習部では一所懸命取り組んでいただきたいと思っております。と同時に、社会教育のことについてお聞きしたいと思います。社会教育は生まれたときから墓場に行くまでが社会教育というふうに考えております。その中で、社会教育委員という人たちがおられるわけですが、その方たちの任務、役割、どういうものなのでしょうか、教えていただきたい。

○ 生涯学習課長

委員さんご質問の、社会教育委員の役割でございますけど、社会教育委員につきましては、社会教育法第17条に提示されておりますが、主なものといたしましては、社会教育に関する諸計画を立案すること。教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べることができる、ということです。それから、計画の立案や意見答申のために必要な調査研究などを行うことができる。それと、特徴あることは、社会教育につきましては、教育委員会の会議等に出席して社会教育に関する意見を述べると同時に自ら青少年教育に関する特定の事項等につきまして関係団体や指導者関係者に対しての、助言と指導を行うことができるというのが社会教育法第17条に規定されているところであります。

○ 田中廣文委員

第17条の中にそういうものがある。飯塚市としてその社会教育委員会を年間何回ぐらい開いておられますか。

○ 生涯学習課長

まだ本年度はしておりませんが、昨年平成18年度につきましては8月と3月に2回開いております。平成19年度につきましては、7月、来週になりますけど、12日にするよ

うにしておりますけど、平成19年度は年間4回をする予定にはいたしております。

○ 田中廣文委員

学校教育においてはたしか月1回は必ず開くということになっておるそうでございますが、社会教育、幅広いですよ。いろんな意見も、自分たちもいろんなこういうこともしたらどうか、という提案ができるわけですよ。そのことは本当にされているのかどうか。意見を聞かれておるのかどうか。諮問されておるのかどうか。その辺をお答えください。

○ 生涯学習課長

委員さんもお指摘のように平成18年度、昨年度は合併してすぐということで委員さんが委嘱されて最初でございましたので、辞令交付とかそういったこと、概要説明、2回目につきましては事業の報告、事業の新年度に向けての計画、そういったことでやりました。社会教育委員の会議は所管しているところが生涯学習課でございますけど、社会教育委員の会議に出席する生涯学習課関係、各課全員出席しているわけでございます。こういった中で平成19年度につきましては委員さんご指摘のとおり社会教育委員の本来の役割、こういったことは果たすべき内容の会議にしていかななくてはいけない、というようなことは昨年度から私どもも内部で検討しておりました。そういったことで本年度、7月12日にいたすわけでございますけど、そういったことを踏まえながら社会教育委員さんとしての役割を十分に発揮していただきますように、そしてまた私どももそれにいろいろ諮問なりしているいろんな意見、そういったことをいただきながら今後の社会教育に活かしていきたい、そういった計画をいたしております。

○ 田中廣文委員

いま今後そういうふうな取り組みをやっていききたいということでもありますので、私も今後そのことについていろんな実態を、今後取り組まれるものを見ながら今後の質問等に反映させていきたいと思っておりますので、しっかり社会教育の、社会教育委員といわれる方は広い範囲でいろんなものをもたれておる人たちがなられておるといふふうに思いますので、その辺を、意見を聞きながら、そして立派な飯塚市、住みよい飯塚市、市長さん言われるように、明るいまちづくり、そういうものを構築していただきたいというふうに思います。続きまして、1969年に同和対策による奨学金等が作られたことをどう認識されておるか教えていただきたいと思っております。

○ 学校教育課長

人権同和教育補助金についてでございますが、昭和40年の同和対策審議会答申の理念に基づきまして、昭和41年に国庫補助事業として高校奨学金制度の給付が開始されたことにさかのぼりまして、同和地区住民の生活の安定と福祉の増進に寄与し、幼稚園、小中学校、高等学校、大学の進学奨励を図るための助成の支給を行ってきたものと認識しております。また、飯塚市内居住同和関係者の子どもたちの学力の向上、及び進学奨励を図るためにこの奨励助成金を支給しているものと認識しております。

○ 田中廣文委員

これは96年の地対協の意見具申の中にもあるわけございまして、まだまだ学力の格差があると出ておりますね。その当時。そして、文科省、そしてまた県が実態調査をした経過がございます。その中でもまだまだ格差があると、こう出ておったと思っておりますが、そのへんどうですか。

○ 学校教育課長

いま委員のご指摘のとおり出ております。また、飯塚市のほうでも平成15年に学力実態調査を行ったときにもそういう学力格差が出ておりました。

○ 田中廣文委員

そのために、だけじゃなしに、お父さん、お母さんたちの就労ですよ。このことが保障されてなかったということもあって、高校や大学に進学する人がずっと少なかった。この奨学金に

よって、どうか子どもたちが高校、大学に進めるようになった。そして、途中で貸与になりますよね。そしてずっと進んできたわけですが、その点についてやっぱり行政の国・県・市町村の努力によって本当に同和地区の実態も変わってきた。確かに就職も若い人たちは今までは肉体労働でやってきたものがペンを持って仕事につけるようになったことも事実であります。そのことについて、一所懸命取り組んでこられた行政のありかた、学校のあり方、これを私は本当に認めておるわけでございます。その中でまだまだ学校にいけない人たちも残っておるわけございまして、そのことについて、日本育英会の奨学金が県に高校の部分だけが返された。このことについてどういうふうな状況になっておるか、いままでの県の奨学金とどの程度内容が変わっておるのか教えていただきたい。

○ 学校教育課長

大きく異なったのは、県の奨学金については、成績条項がすべて撤廃になったということが大きな変化ではないかと思っております。

○ 田中廣文委員

このことについて、解放同盟は県に交渉しておりますよね。そして、成績条項、保証人が一人でいいということに変わってきております。これは、同和地区の子どもたちだけに、ということじゃございませんよ。広く、リストラ等でお父さんが仕事をなくした子どもたち、低所得の人たちの子どもたちがすべて受けられるようになった。いまどのくらいぐらい福岡県で受けられておるかわかりますか。

○ 学校教育課長

すみません、正確な数値は承知しておりません。申し訳ございません。

○ 田中廣文委員

4000人ぐらいの人が受けているというふうに聞いております。そういうことが一所懸命取り組んでおる行政と運動団体との関わり、これは今まで以上に密にやっていかないかん部分があるかと思えます。このことも地対協の意見具申等も書いておるわけでございます。そういうことを今後話し合いながら進めていただきたいというふうに思っております。私もまだまだ今後の人権行政を踏まえながら皆さんとともに議論をしていきたいというふうに思っておりますので、今後も時々には質問させていただくことをお許し願いたいと思います。今日はこれで終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

○ 委員長

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 50

再 開 15 : 13

○ 委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、閉会中の付託事件について、秀村委員の発言を許します。

○ 秀村委員

閉会中の付託案件として、「教育・子育て環境について」、及び「高齢者対策について」、以上

2件について付託していただくよう委員長において取り計らいをよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ただいま秀村委員から「教育・子育て環境について」、「高齢者対策について」、以上2件の特別付託の申し出がっております。おはかりいたします。本件2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「教育・子育て環境について」、及び「高齢者対策について」以上2件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。